

ウ・８・０（有効・保存期間：令和14年12月末）

一般（会）第155号

令和４年８月23日

各 所 属 長 殿

山形県警察本部長

犬又は猫その他の動物を拾得したとして申告を受けた場合等の取扱いについて（通達）

見出しの件については、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号）の施行により、令和２年６月１日から都道府県等が所有者の判明しない犬又は猫の引取りを拒否できる場合が明確化され、令和４年６月１日から犬猫等販売業者に対して犬又は猫へのマイクロチップの装着が義務化されるなどした。

これらを踏まえ、犬又は猫その他の動物を拾得したとして申告を受けた場合等の取扱いを下記のとおりとするので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本件については、山形県及び山形市（以下「県等」という。）と協議済みである。また、「犬又は猫その他の動物を拾得したとして申告を受けた場合の取扱い等について」（令和３年３月18日付け一般（会）第45号）は、本日限り、無効とする。

記

1 基本的事項

(1) 遺失物法第４条第３項の趣旨

遺失物法（平成18年法律第73号。以下「法」という。）第４条第３項では、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護管理法」という。）第35条第３項の規定による所有者の判明しない犬又は猫の引取りの求め（以下「引取りの求め」という。）を行った拾得者については、拾得をした物件の速やかな警察署長への提出等を規定した法第４条第１項及び第２項を適用しないこととされている。

これは、警察署等では動物の飼養や保管に関し専門的な職員及び施設・設備を有しておらず、動物愛護管理法の趣旨を踏まえれば、都道府県や中核市等（以下「都道府

県等」という。)において当該犬及び猫を取り扱うこととした方が動物の愛護及び管理の観点から見て適切であると考えられたためである。

(2) 引取りの求めに係る都道府県等の拒否事由

動物愛護管理法第35条第3項において準用される都道府県等が所有者の判明しない犬又は猫の引取りを拒否できる場合である「周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合その他の引取りを求める相当な事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合」とは、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下「動物愛護管理法施行規則」という。）第21条の3各号のいずれかに該当する場合である。

動物愛護管理法施行規則第21条の3第1号の「周辺の生活環境が損なわれる事態」とは、当該犬又は猫に起因した騒音又は悪臭の発生、毛の飛散、多数の昆虫の発生等とされているところ、このような事態が生ずるおそれがないと認められる場合は、都道府県等はその引取りを拒否することができることとなる。

同条第2号に「引取りを求める相当な事由がないと認められる場合として都道府県等の条例、規則等に定める場合」と規定されているところ、県等における条例、規則等の制定はない。

(3) 引取りの求め及び負傷した犬又は猫等の動物の通報に係る原則

引取りの求めについては拾得者が、動物愛護管理法第36条第1項の規定による所有者の判明しない負傷した犬、猫等の動物（以下「負傷動物」という。）の県等への通報（以下「負傷動物の通報」という。）については発見者が、それぞれ当該規定に基づき、自ら行うことを原則とする。

(4) マイクロチップを装着した犬又は猫に係る所有権の解釈

動物愛護管理法第39条の2第1項に規定するマイクロチップ（以下「マイクロチップ」という。）に電磁的方法により記録された識別番号から判明した犬又は猫の所有者に関する情報は、所有権を証明するものではない。

(5) 保健所等との連携

警察署長は、犬又は猫その他の動物の取扱いに当たり、遺失及び拾得に係る動物の情報を保健所等（山形県内の各保健所及び山形市動物愛護センターをいう。以下同じ。）との間で共有するとともに、常日頃から動物の取扱いについて協議するなどして連携の強化を図るものとする。

2 個別の拾得事案の取扱い上の留意事項

(1) 犬又は猫の取扱い

ア 犬又は猫を拾得したとして申告を受けたときは、当該犬又は猫に該当する遺失届の有無を確認するとともに、保健所等に対し、当該犬又は猫の遺失者からの問合せの有無を確認する。

イ アの確認の結果、遺失者が確認できる場合は、法に基づき拾得をした物件として提出を受け、遺失者に速やかに返還する。

ウ 鑑札その他の公務所又は公私の団体（以下「公務所等」という。）により発行された所有者に関する情報が記載された書面等（以下「鑑札等」という。）又は所有者に関する情報（住所又は連絡先）が記載された名札等（以下「名札等」という。）が当該犬又は猫の表面に装着されており、直接又は発行を行った公務所等を経由して当該所有者たる遺失者と連絡が取れる場合は、法に基づき拾得をした物件として提出を受けるものとする。

エ 拾得者が3か月経過後に所有権の取得を希望するときは、法に基づき拾得をした物件として提出を受ける。

オ イからエまでにより、法に基づき拾得をした物件として提出を受けたときは、マイクロチップに電磁的方法により記録された識別番号に基づく照会を実施すること。

カ 法第9条に規定する売却等、法第10条に規定する処分又は民法（明治29年法律第89号）第240条に規定する拾得者の所有権の取得に至った場合は、拾得者等に対して、以下の義務に基づく所有権取得後の手続等の確認のため、環境大臣指定登録機関への連絡を促すなどして、後日紛議が生じないようにすること。

(ア) 犬又は猫にマイクロチップが装着されていない場合、所有権取得者は、マイクロチップの装着に努める義務があること。（動物愛護管理法第39条の2第2項）

(イ) 犬又は猫にマイクロチップが装着されている場合、所有権取得者は、所有者の情報を変更登録する義務があること。（動物愛護管理法第39条の6等）

キ アの確認の結果、遺失者が確認できない場合であってウ又はエに該当しないときは、次のとおり取り扱うものとする。

(ア) 犬の場合

引取りの求めの手続について説明し、拾得者がこれを希望し、拾得者に代わって保健所等に引き渡すよう依頼されたときは、当該犬を一時的に預かるものとする。

る。拾得者が引取りの求めを希望しない場合は、法に基づき拾得をした物件として提出を受けるものとする。

なお、引取りの求めを行う場合は、法に規定する費用又は報労金の請求権を取得することはできないことから、拾得者への説明に当たってはこれら権利の希望の有無についても適切に確認する必要がある。

(イ) 猫の場合

拾得者が自ら直接保健所等に引取りの求め等の問合せを行うよう、当該猫の拾得場所を管轄する保健所等の連絡先を案内するものとする。

(2) 負傷動物の取扱い

負傷動物の通報について、休日、夜間等で保健所等が閉庁しているなどやむを得ない事情により発見者が自ら行うことができない場合は、当該負傷動物を一時的に預かるものとする。この場合、可能な限り当該発見者の面前において保健所等の担当者等と連絡を取り、その対応を確認するとともに、当該負傷動物の状態に応じた処置について助言を得るなど適切な対応に努める。

(3) 犬、猫及び負傷動物以外の動物の取扱い

ア 犬、猫及び負傷動物以外の動物を拾得したとして申告を受けたときは、当該動物に該当する遺失届の有無を確認する。

イ アの確認の結果、遺失届がある場合は、拾得した物件として提出を受け、遺失者に速やかに返還する。

ウ アの確認の結果、遺失届がない場合において、拾得者に飼育する意思があるときは、法に基づき拾得した物件として提出を受ける。ただし、動物愛護管理法第26条第1項で定める「特定動物」及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第2条で定める「特定外来生物」（以下「特定動物等」という。）は、法第35条第1号の「法令の規定によりその所持が禁止されている物」に該当するため、アの確認の結果、遺失届がない場合において、特定動物等への該当の有無について、環境省ホームページ等で確認する。

特定動物等であるか否か判断がつかない場合は、特定動物については保健所等、特定外来生物については環境省東北地方環境事務所に確認を依頼する。該当する場合は許可を出したと考えられる行政機関に対し許可の有無の確認を行い、さらに、所有者がいる場合にはその氏名や連絡先等の確認を依頼する。

エ イ及びウ以外の場合において、犬、猫及び負傷動物以外の動物を拾得したとして提出を受けたときは、保健所等又は環境省東北地方環境事務所から当該動物の保管方法等について技術的助言を求め若しくは適切な保管委託先についての紹介を受けること又は保健所等に当該動物の保管を委託すること等により、当該動物を適切に保管する。

オ 法第10条により当該動物を処分する場合には、遺失物法施行令（平成19年政令第22号）第4条第1項ただし書に基づき、引き渡すことが適当と認められる者への引渡し又は法令の範囲内で同種の野生動物の生息地において放つことのいずれかの方法によって行う。また、法令の範囲内で同種の野生動物の生息地において放つ場合は、動物の種類によっては、その処分方法により生態系が崩れるおそれがあることなどから、保健所等に助言を求める。（特定動物等に該当する場合は除く。）

(4) 警察職員による職務中の拾得

ア 警察職員が職務中に犬を拾得した場合は、当該犬に該当する遺失届若しくは保健所等に対する遺失者からの問合せがあるとき又は鑑札等が当該犬の表面に装着されているときは法に基づき拾得をした物件として取り扱い、それ以外の場合は、引取りの求めを行うものとする。後者の場合、警察職員は、動物愛護管理法第35条第3項に規定する「その拾得者その他の者」として県等に引取りを求めることとなる。

イ 警察職員による猫の拾得は原則として行わないものとする。ただし、交通の妨げになっているなど限定的な理由により職務中に猫を保護した場合で、当該猫に該当する遺失届若しくは保健所等に対する遺失者からの問合せがあるとき又は名札等が当該猫の表面に装着されているときは、法に基づき拾得をした物件として取り扱い、速やかに遺失者に返還する。

ウ 警察職員が負傷動物を発見し、保護したときは、発見の経緯を明らかにした上で保健所等に通報する。

3 引取りの求め等に係る一時預りの手続等

(1) 一時預り書及び一時預り控書の作成等

ア 拾得者又は発見者からの一時預りの場合

前項第1号キ又は第2号において、拾得者又は発見者から犬又は負傷動物を警察で一時的に預かることとなった場合は、その経緯を明らかにするため、一時預り書（別記様式第1号）及び一時預り控書（別記様式第2号）を作成し、一時預り書を

拾得者又は発見者に交付する。また、拾得者又は発見者に対し、一時預り控書の写しを保健所等に交付することへの同意を確認する。

イ 警察職員による引取りの求め又は負傷動物の通報の場合

前項第4号において、警察職員が引取りの求め又は負傷動物の通報を行う場合は、一時預り控書を作成する。

ウ ア及びイにより作成した一時預り控書は、所要の決裁を受けた上で警察署会計課で保管する。

なお、イにおいて複写で作成される一時預り書は、一時預り控書と共に保管しておくものとする。

(2) 遺失届との照合等

一時預り控書の記載に係る情報は、適宜の方法により警察署会計課において一元的に管理するものとし、動物に係る遺失届を受理したときは、遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）第7条に基づく提出物件等の有無の確認と併せて、当該情報についても確認する。確認の結果、該当する取扱いがないときは、遺失者に対し遺失届に係る動物を収容している可能性のある保健所等を教示し、遺失者自身が問い合わせよう促す。

4 保健所等への引渡し

(1) 引取りの求めに係る犬又は猫は、原則として次により引き渡す。

ア 平日の勤務時間中

速やかに保健所等に連絡して時間を調整した上で、警察署に引取りに来てもらう。ただし、交番等（山形県警察遺失物取扱いに関する訓令（平成19年本部訓令第18号）第2条第2項に規定する施設をいう。以下同じ。）において取り扱った犬又は猫について、保健所等との調整により当該交番等での引渡しの方が合理的であると判断される場合は、引渡し場所について柔軟に対応するものとする。

イ 平日の勤務時間外及び休日

平日の勤務時間外及び休日（連続する休日を除く。）における保健所等への引渡しは、翌朝まで警察署において保管した後、速やかに保健所等に連絡して時間を調整した上で、警察署に引取りに来てもらう。

ウ 連続する休日

連続する休日における保健所等への引渡しは、該当する犬又は猫を保管している

旨を保健所等の担当者等に連絡の上、引渡しを効率的に行うことができるよう日時を調整する。

エ 警察署又は交番等での保管が困難な場合

かみつき癖のある危険な犬や鳴き止まず近所に多大な迷惑をかける犬等、警察署又は交番等での保管が困難な場合は、平日の勤務時間外や休日であっても速やかに保健所等の担当者等に連絡して、引渡し等の対応について協議する。

なお、取扱いに当たっては、受傷事故の防止に十分留意しなければならない。

(2) 負傷動物の通報に係る引渡しについては、動物は命あるものであることに鑑み、速やかに保健所等に引き渡す。この場合、平日の勤務時間外や休日であっても保健所等の担当者等に連絡して、当該負傷動物の状態に応じた引渡し等について協議の上対応する。

(3) 法第10条の規定により拾得物件として取り扱った犬又は猫を処分し、保健所等に引取りを依頼する場合は、平日の勤務時間内に保健所等に連絡の上、警察署に引取りに来てもらう。

(4) 保健所等への引渡しに要する書類

ア 引取りの求めに係る犬又は猫及び負傷動物（犬又は猫に限る。）

山形県内の各保健所に引き渡すときは山形県動物の愛護及び管理に関する条例の施行等に関する規則（平成13年3月県規則第51号）第5条に規定する引取願を、山形市動物愛護センターに引き渡すときは山形市動物の愛護及び管理に関する条例の施行等に関する規則（平成31年3月規則第34号）第2条に規定する犬・猫引取申請書を作成し、一時預り控書の写しと共に当該動物を引き渡す。

イ 負傷動物（犬又は猫以外）

一時預り控書の写しと共に当該負傷動物を引き渡す。

ウ 法第10条の規定により処分した犬又は猫

引取願又は犬・猫引取申請書と共に当該犬又は猫を引き渡す。この場合、引取願又は犬・猫引取申請書の申請理由欄は、「その他」を選択の上「遺失物法第10条の規定による処分」と記載し、拾得日時及び場所等の情報を追記するものとする。

5 その他

(1) 前3項に規定するほか、取り扱う動物の態様ごとの措置については別添「犬又は猫その他の動物の取扱い一覧」によること。

(2) 動物愛護管理法第44条第3項に規定する愛護動物の遺棄事案として捜査し、その証拠品として取り扱った動物については、法第2条第1項の「物件」（逸走の家畜）に該当しないため、法に基づく拾得及び動物愛護管理法に基づき引取りを求める者からの一時的な預かりの対象とはなり得ないものであることに留意すること。

(担当) 会計課監査係 調査官

一時預り書

預り日時	年 月 日 午前・後 時 分	警察署 交番・駐在所
		取扱者氏名
日時 拾得 場所	年 月 日 午前・後 時 分ころ にて拾得	
拾得者 住所・氏名	住所 ふりがな 電話番号その他の連絡先 氏 名	
種 類	特 徴 等	
動物の愛護及び管理に関する法律の規定に基づく引取り又は収容のため、上記の動物を預かりましたので、あなたに代わって都道府県等に引渡しをします。 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 警 察 署 官職・氏名 </div>		
備 考		

別記様式第2号

署長	副署長 次長	担当者	地域幹部（本部施設責任者）

一時預り控書

預り日時	年 月 日	警察署 交番・駐在所
	午前・後 時 分	取扱者氏名
日時 拾得 場所	年 月 日 午前・後 時 分 ころ にて拾得	
拾得者 住所・氏名	住所 ふりがな 氏名	電話番号その他の連絡先
種 類	特 徴 等	
引渡し の依頼	上記の動物について、動物の愛護及び管理に関する法律の規定に基づく引取り又は収容のため、私に代わって都道府県等に引き渡すようお願いします。 氏名又は名称	
都道府県等 への引渡し の日	年 月 日	引渡しをした都道府県等の機関等
備 考		

犬又は猫その他の動物の取扱い一覧

<p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本一覧表は、犬又は猫の拾得者及び負傷動物の発見者が、当該動物を現に警察署等に届け出た場合の対応である。 ・保健所等への引取りの求め又は負傷動物の通報は、拾得者又は発見者が自ら行うことが原則であることから、届出に至らない状況（通報のみ）の場合は遺失届又は問合せの有無を確認し、該当がないときは原則を踏まえた対応を説明すること。 ・本一覧表の犬又は猫その他の動物は、遺失物法第2条第1項に規定する「物件」（逸走の家畜）を指すものであり、愛護動物の遺棄事案の証拠品として取り扱った動物は対象外である。

○犬又は猫を拾得したと届出があった場合

犬		態様等	対応	作成書類等	警察署の措置		保健所等への引渡し	
					遺失者判明	判明せず	対応要領等	必要書類
1.遺失届・問合せあり	2.鑑札等装着	3.所有権希望	拾得受理 (遺失物法)	・拾得物件預り書 ⇒ 拾得者へ交付 ・拾得物件控書 ※マイクロチップ 確認	返還	売却又は処分 拾得者等に 保管依頼	・平日勤務時間内に連絡し、警察署に引取りにきてもらう	引取願(「遺失物法第10条の規定による処分」と記載)
4.上記以外 ⇒動物愛護管理法に基づく引取りの求めの希望の有無を確認	ア.引取りを求めない	一時預り (動物愛護管理法)	・一時預り書 ⇒ 拾得者へ交付 ・一時預り控書	返還 ※遺失物法の手続に準じて返還	売却又は処分	・平日の勤務時間中 ⇒速やかに引渡し ・平日の勤務時間外及び休日 ⇒翌朝まで保管後引渡し ・連続する休日 ⇒保管の旨連絡の上引渡しの日時調整 ・危険な犬 ⇒日時によらず連絡し引渡し等を協議	引取願(一時預り控書の写添付)	
	イ.引取りを求める							
5.負傷 (遺失届・問合せがある場合は上記1により措置)					売却又は処分	・可能な限り発見者の前で連絡(日時によらず) ・負傷の状態に応じた処置について助言を得る ・速やかな引渡しについて協議		

猫		態様等	対応	作成書類等	警察署の措置		保健所等への引渡し	
					遺失者判明	判明せず	対応要領等	必要書類
1.遺失届・問合せあり	2.名札等装着	3.所有権希望	拾得受理 (遺失物法)	・拾得物件預り書 ⇒ 拾得者へ交付 ・拾得物件控書 ※マイクロチップ 確認	返還	売却又は処分 拾得者等に 保管依頼	・平日勤務時間内に連絡し、警察署に引取りにきてもらう	引取願(「遺失物法第10条の規定による処分」と記載)
4.上記以外	ア.預からない… 原則 ※拾得者自身が平日の日に保健所等に問い合わせるよう案内 (拾得者が早急な問合せを要する場合に限り平日の日中以外の問合せも可能)	保健所等 の連絡先を案内	・案内用チラシ (保健所等作成)を活用	返還	売却又は処分	・平日の勤務時間中 ⇒速やかに引渡し ・平日の勤務時間外及び休日 ⇒翌朝まで保管後引渡し ・連続する休日 ⇒保管の旨連絡の上引渡しの日時調整	引取願(一時預り控書の写添付)	
	イ.例外…限定的な一時預り ※拾得者からの早急な問合せに対し保健所等が電話対応不可の場合 (この場合、警察からも保健所等への架電を試みる)	一時預り (動物愛護管理法)	・一時預り書 ⇒ 拾得者へ交付 ・一時預り控書	返還 ※遺失物法の手続に準じて返還	売却又は処分			
5.負傷 (遺失届・問合せがある場合は上記1により措置)					売却又は処分	・可能な限り発見者の前で連絡(日時によらず) ・負傷の状態に応じた処置について助言を得る ・速やかな引渡しについて協議		

○その他の動物を拾得したと届出があった場合

その他の動物		対応	作成書類等	受理後の措置		
態様等				遺失者判明	判明しない場合の対応	
1.遺失届・問合せあり		拾得受理 (遺失物法)	・拾得物件預り書 ⇒拾得者へ交付 ・拾得物件控書	返還	売却又は処分 ⇒処分は保管可能な者への引渡し又は同種の野生動物の生息地に放つ	
2.名札等装着						
3.所有権希望(特定動物、特定外来生物以外)						
4.上記以外	7.特定動物、特定外来生物以外	拾得受理 (遺失物法) ※所持禁止物件		返還	<ul style="list-style-type: none"> 動物の種類によっては、保健所等から保管方法や保管委託先について助言を求める 保管不可の場合は、売却又は処分 ⇒処分は保管可能な者への引渡し又は同種の野生動物の生息地に放つ 	3か月保管後は国に帰属
	4.特定動物 ⇒保健所等に確認を依頼					
	9.特定外来生物 ⇒東北環境事務所に確認を依頼				<ul style="list-style-type: none"> 適切な保管のため、保健所等又は東北環境事務所から 保管方法等について技術的助言を求める 適切な保管委託先についての紹介を受ける 	
5.負傷 (遺失届・問合せがある場合は上記1により措置)		一時預り (動物愛護管理法)	・一時預り書 ⇒拾得者へ交付 ・一時預り控書	返還 ※遺失物法 の手續に準じて返還	<ul style="list-style-type: none"> 保健所等へ引渡し 可能な限り発見者の前で保健所等に連絡(日時によらず) 負傷の状態に応じた処置について助言を得る 速やかな引渡しについて協議 	引取願(一時預り控書の写添付)

○警察職員による職務上の拾得

犬		対応	作成書類等	警察署の措置		保健所等への引渡し	
態様等				遺失者判明	判明せず	対応要領等	必要書類
1.遺失届・問合せあり		拾得受理 (遺失物法)	・拾得物件控書 (拾得物件預り書) ※マイクロチップ 確認	返還	売却又は処分	引取願(「遺失物法第10条の規定による処分」と記載)	
2.鑑札等装着							
3.上記以外		引取りの求め・通報(動物愛護管理法)	・一時預り控書 (一時預り書)	返還 ※遺失物法 の手續に準じて返還	<ul style="list-style-type: none"> 平日の勤務時間中 ⇒速やかに引渡し 平日の勤務時間外及び休日 ⇒翌朝まで保管後引渡し 連続する休日 ⇒保管の旨連絡の上引渡しの日時調整 危険な犬 ⇒日時によらず連絡し引渡し等を協議 	引取願(一時預り控書の写添付)	
4.負傷 (遺失届・問合せがある場合は上記1により措置)							
					<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り発見者の前で連絡(日時によらず) 負傷の状態に応じた処置について助言を得る 速やかな引渡しについて協議 		

猫 ※拾得は下記の態様に限る

1.交通の妨げ等の限定的な理由による保護	7.遺失届・問合せあり又は名札等装着	拾得受理 (遺失物法)	・拾得物件控書 (拾得物件預り書) ※マイクロチップ 確認	返還	売却又は処分	引取願(「遺失物法第10条の規定による処分」と記載)
	4.上記以外	放つ				
2.負傷 (遺失届・問合せがある場合は上記1により措置)		一時預り (動物愛護管理法)	・一時預り控書 (一時預り書)	返還 ※遺失物法 の手續に準じて返還	<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り発見者の前で連絡(日時によらず) 負傷の状態に応じた処置について助言を得る 速やかな引渡しについて協議 	引取願(一時預り控書の写添付)